参考資料

【用語一覧】

あ行

ＩｏＴ

様々な物がインターネットにつながる、モノのインターネット。Internet of Things の略。

ＩＣＴ

情報通信技術。Information & Communications Technology の略。

アセットマネジメント

施設（資産）に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営。

アダプトプログラム（里親制度）

一定区画の公共の場所について、市民団体等が美化活動を行い、行政がこれを支援する制度。

ＩＣ

立体交差する道路相互間、または近接する道路相互間を連絡路によって立体的に接続する施設。インターチェンジの略。

ＡＩ

人工知能。Artificial Intelligence の略。

ＳＮＳ

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。Social Networking Service の略。

ＳＤＧｓ

2015 年 9 月の国連サミットで採択された「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために、2030 年を年限とする 17 の国際目標。

か行

環境共生住宅

地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で充分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に係りながら、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅およびその地域環境。

環境版シリコンバレー

世界遺産富士山の麓において、日本の環境を世界に発信する「産」「学」「官」が集積した未来都市像。

景観行政団体

景観法に基づく地方自治体のこと。景観計画の策定・変更や景観計画に基づく行為の規制、景観協議会の設立・運営、景観整備機構の指定などを行う。

建築協定

一定の区域内の土地所有者等の全員の合意のもとに、建築物の構造・用途・形態・意匠などに関する基準を定める協定。

高度地区

良好な住環境を保護するため、建物の高さの制限を決めた地区。

高度利用地区

市街地における土地の合理的な有効利用を図るため、建築面積の最低限度、建蔽率の最高限度、容積率の最高・最低限度、壁面の位置の制限などを定めた地区。

さ行

ＪＣＴ

高速道路と高速道路を相互に接続するインターチェンジ。ジャンクションの略。

準防火地域

建築密度の高い市街地において、建造物の不燃化を図り、火災の発生を防止する地域。

修景緑化

緑化により、景観を美しく整えること。

ストックマネジメント

持続可能な事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、施設を計画的かつ効率的に管理すること。

ＳＩＣ

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バスストップから乗り降りができるように設置されるインターチェンジ。スマートインターチェンジの略。

Society5.0

先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、技術革新から新たな価値が創造されることにより、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる人間中心の社会。

た行

宅地造成工事規制区域

宅地造成に伴う「がけ崩れ」または「土砂の流出」などの災害を防止するために、一定規模以上の宅地造成工事を行う場合に市長の許可が必要な区域。

地域森林計画対象民有林

森林法第 5 条の規定により都道府県知事がたてた地域森林計画の対象となっている民有林。

地区計画

地区レベルのきめ細かいまちづくりを目的とする都市計画。

超高齢社会

65 歳以上の高齢者の人口割合が全人口の21%以上を占めている社会。

特別用途地区

特別の目的から土地利用の増進や環境の保護などを図るために、用途地域の指定を補完して定める地区。

都市のスポンジ化

都市の内部で空き地や空き家がランダムに数多く発生し、多数の小さな穴を持つスポンジのように都市の密度が低下する現象。

な行

農業振興地域

今後、概ね 10 年以上にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域(県指定)。

農用地区域

農業振興地域内において集団的に存在する農地や生産性の高い農地など、農業上の利用を確保すべき土地として指定されたもの(市指定)。

は行

保安林

水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

や行

用途地域

市街化区域の土地を13種類の利用用途に分け、どこにどんな規模・種類の建物を建てられるか定め、良好な都市環境と適正な都市機能を確保するもの。

ら行

緑地協定

都市の良好な環境を確保するため、緑地の保全または緑化の推進に関する事項について、土地所有者等の全員の合意により結ぶ協定。

ロマンチック街道

箱根山麓を南北に通過する幹線道路の通称名。

御殿場市都市計画マスタープラン懇話会要綱

平成２１年９月１日

告示第２０５号

（趣旨）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）について、広く市民の意見を聴取するため、御殿場市都市計画マスタープラン懇話会（以下「懇話会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定める。

（懇話事項）

第２条　懇話会は、御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会が示す、市全体及び地域ごとのまちづくりの構想案等について、意見を述べ、及び意見交換を行う場とする。

（参加対象者）

第３条　懇話会は、次に掲げる参加対象者のうちから、市長が依頼する者（以下「構成員」という。）１１人をもって構成する。

(1)　各種団体に属する者

(2)　知識と経験を有する者

(3)　関係行政機関の職員

（構成員）

第４条　構成員は、懇話会に参加し、意見を述べる。

２　構成員の任期は、市長から懇話会の出席の依頼を受けた日を始期とし、その日の属する年度の翌年度の末日を終期とする。ただし、構成員に欠員が生じたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第５条　懇話会に、座長及び副座長１人を置き、構成員の互選により定める。

２　座長は、懇話会の進行を行う。

３　副座長は、座長に事故あるとき、又は欠けたときは、座長に代わり懇話会の進行を行う。

（懇話会）

第６条　懇話会は、市長が招集する。

２　構成員（第３条第３号の者に限る。）が事故その他やむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、代理人を出席させることができる。

３　懇話会は、公開とする。

（謝金）

第７条　構成員が懇話会に参加したときは、当該構成員に謝金を支給することができる。

（庶務）

第８条　懇話会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、懇話会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（御殿場市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱の廃止）

２　御殿場市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（平成１８年御殿場市告示第１８１号）は、廃止する。

令和元年度・令和二年度　御殿場市都市計画マスタープラン懇話会　構成員名簿

氏　　名	選 出 区 分 等
勝又　孝文	各種団体に属する者（御殿場地区）
細谷　良則	各種団体に属する者（富士岡地区）
渡邉　三郎	各種団体に属する者（原里地区）
江藤　雅之	各種団体に属する者（玉穂地区）
勝間田　弘美	各種団体に属する者（印野地区）
勝又　洋	各種団体に属する者（高根地区）
☆勝又　重春	知識と経験を有する者（建築士・福祉住環境コーディネーター）
★榑林　昭子	知識と経験を有する者（建築士）
矢後　芳昭	知識と経験を有する者（宅地建物取引士）
田村　英樹	関係行政機関の職員（沼津土木事務所御殿場支所長）
鈴木　英	関係行政機関の職員（東部農林事務所御殿場支所長）

☆：座長　★：副座長

御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会設置規定

平成２１年９月１日
訓令甲第１３号
改正　平成２２年３月３１日訓令甲第８号
平成２６年３月３１日訓令甲第７号
平成２７年３月３０日訓令甲第５号
平成２９年３月３１日訓令甲第８号

（設置）

第１条　都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第１８条の２第１項に規定する本市の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）の策定に当たり、本市の総合計画や国土利用計画及び静岡県都市計画区域マスタープランなどの上位計画を踏まえ、関係施策相互の調整を行い、計画案の検討を円滑に進めるため、御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（一部改正〔平成２９年訓令甲８号〕）

（所掌事項）

第２条　委員会は、次の事項を所掌する。

(1)　市全体及び地域ごとのまちづくりの構想に関すること。

(2)　土地利用の基本方針に関すること。

(3)　都市施設等の整備方針に関すること。

(4)　将来の都市像実現のための課題に関すること。

(5)　前４号に掲げる事項のほか、都市計画マスタープランの策定に必要なこと。

（組織）

第３条　委員会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置く。

２　委員長は、都市計画課長をもって充て、副委員長は、委員長が指名する者をもって充てる。

３　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

２　委員長以外の委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめその旨を委員長に届け出て、代理人を出席させることができる。

３　委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第６条　委員会の庶務は、市長の定める部課において処理する。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令甲は、公表の日から施行する。

附　則（平成２２年３月３１日訓令甲第８号）

この訓令甲は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年３月３１日訓令甲第７号）

この訓令甲は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月３０日訓令甲第５号）

この訓令甲は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成２９年３月３１日訓令甲第８号抄）

（施行期日）

１　この訓令甲は、平成２９年４月１日から施行する。

別表（第３条関係）

（一部改正〔平成２２年訓令甲８号・２６年７号・２７年５号・２９年８号〕）

都市計画課長　企画課長　未来プロジェクト課長　演習場渉外課長　くらしの安全課長　社会福祉課長　子育て支援課長　環境課長　農政課長　商工振興課長　観光交流課長　都市整備課長　公園緑地課長　建築住宅課長　道路河川課長　危機管理課長　教育総務課長

令和元年度　御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会名簿

氏　　名	所　　属
☆横山　勉	都市計画課　課長
鎌野　晃	企画課　課長
沓間　信幸	未来プロジェクト課　課長
木島　直久	演習場渉外課　課長
勝又　雅樹	くらしの安全課　課長
南　美幸	社会福祉課　課長
上道　幸胤	子育て支援課　課長
★勝間田　守正	環境課　課長
杉山　真彦	農政課　課長
佐藤　正博	商工振興課　課長
前田　裕三	観光交流課　課長
勝又　喜英	都市整備課　課長
佐藤　修一	公園緑地課　課長
岩田　秀也	建築住宅課　課長
鈴木　信義	道路河川課　課長
水口　光夫	危機管理課　課長
鎌野　武	教育総務課　課長
渡邉　和美	事務局（都市計画課）
寺澤　輝之	事務局（都市計画課）
勝俣　一星	事務局（都市計画課）

☆：委員長　★：副委員長

令和二年度　御殿場市都市計画マスタープラン策定庁内検討委員会名簿

氏　　名	所　　属
☆麻生　賢一	都市計画課　課長
鎌野　晃	企画課　課長
佐藤　正博	未来プロジェクト課　課長
木島　直久	演習場渉外課　課長
上原　裕行	くらしの安全課　課長
山本　育実	社会福祉課　課長
上道　幸胤	子育て支援課　課長
★勝間田　守正	環境課　課長
杉山　真彦	農政課　課長
勝又　喜英	商工振興課　課長
前田　裕三	観光交流課　課長
勝又　高明	都市整備課　課長
佐藤　修一	公園緑地課　課長
滝口　正仁	建築住宅課　課長
鈴木　信義	道路河川課　課長
水口　光夫	危機管理課　課長
鎌野　武	教育総務課　課長
渡邉　和美	事務局（都市計画課）
土屋　光史	事務局（都市計画課）
勝俣　一星	事務局（都市計画課）

☆：委員長　★：副委員長

御殿場市都市計画審議会　諮問・答申

諮　問　書

02御都計第 601 号
令和3年1月18日

御殿場市都市計画審議会
会 長　田代 武満　様

御殿場市長 若林　洋平

御殿場市都市計画マスタープラン（案）について（諮問）

都市計画法第 18 条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（御殿場市都市計画マスタープラン）の案について、御殿場市都市計画審議会条例第2条第1項の規定に基づき諮問します。

答　申　書

02御 都 審 第 7号
令 和 3年 3月 1日

御殿場市長 若林 洋平 様

御殿場市都市計画審議会
会 長　　田 代　武 満

御殿場市都市計画マスタープラン（案）について（答申）

令和3年1月18日付け02御都計第601号にて諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申いたします。

記

慎重審議の結果、本案は都市計画法第18条の2第1項に基づく、御殿場市の都市計画における基本的な方針として、適当であること認めます。

なお、御殿場市の魅力を未来に繋げていただくとともに、本マスタープランに基づいたまちづくりを推進し、「富士山のふもと　誰もが暮らしたくなるまち」（みんなに愛され、選ばれる持続可能なまちづくり）を目指し、全ての市民が輝けるまちとなることを期待したい。

御殿場市都市計画マスタープラン

令和３年３月 発行

御殿場市 都市建設部 都市計画課
〒412-8601 静岡県御殿場市萩原４８３番地
TEL：0550-82-4240
FAX：0550-82-4232
E-mail：keikaku@city.gotemba.lg.jp